委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道	
3. 市区町村名	石狩市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	74-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/jyouhou/14355.html	

執行機関名 石狩市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	石狩市乳幼児等医療費給付条例(平成6年条例第24号)による乳幼児等に対する 医療費を給付する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		石狩市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第29号)別表第1第1号 石狩市乳幼児等医療費給付条例(平成6年条例第24号)による乳幼児等に対する 医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第一条	石狩市乳幼児等医療費給付条例(平成6年条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>乳幼児等</u> の医療費の一部をその保護者に給付することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって <u>乳幼児等</u> の保健の向上と福祉の 増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		石狩市乳幼児等医療費給付条例(平成6年条例第24号) 石狩市乳幼児等医療費給付条例施行規則(平成6年規則第28号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	石狩市乳幼児等医療費給付条例第4条		
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児等の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	石狩市乳幼児等医療費給付条例施行規則第2条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う保護者または世帯員全員の市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				
特定個人情報4				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				